
2019年度
海外留学支援制度（学部学位取得型）

Q & A

平成30（2018）年9月

独立行政法人日本学生支援機構
海外留学支援課 学位留学係

目次

1. 支援対象となる留学計画に関する事項	1
Q1-1 応募できない分野はありますか。	1
Q1-2 海外の大学であればどこでも応募できますか。	1
Q1-3 外国大学等の日本校に入学予定ですが、応募できますか。	1
Q1-4 学部・修士一貫課程に進学する予定ですが、応募できますか。	1
Q1-5 はじめ短大に入学し、そのあと学部に編入して学士の学位を取得する場合、応募できますか。	1
Q1-6 大学入学準備コースとは何ですか。語学学校とは違うのでしょうか。	1
Q1-7 大学入学前にファウンデーションコースを履修しないといけないのですが、応募できますか。また支援対象となりますか。	1
Q1-8 ファウンデーションコースではなく、コースを終えると2年次に編入できるコース(準学士の学位取得が可能)の場合は、応募できますか。	1
Q1-9 支援期間は原則4年とありますが、誰でも4年間支援されますか。	1
Q1-10 いつから留学するときに応募できる奨学金ですか。	2
Q1-11 派遣学生に採用されたら、海外の大学に入学する前に、現地の語学学校で学びたいと思っています。応募できますか。また、語学学校に行く期間も支援期間に含まれますか。	2
Q1-12 2019年3月中(2019年3月31日以前)に渡航する予定ですが、応募できますか。	2
2. 資格要件に関する事項	2
Q2-1 どのような学校を卒業した者が応募できますか。卒業から年数がたっても応募できますか。また、年齢制限はありますか。	2
Q2-2 日本国内のインターナショナルスクールや、海外の高校を卒業していても応募できますか。	2
Q2-3 既に海外の大学の学部に入學してしまっています。応募できますか。	2
Q2-4 日本の高校を卒業して海外に住んでいます。まだ大学や大学入学準備コースには入学していませんので、応募できますか。	2
Q2-5 高等学校卒業程度認定試験の合格者です。現在日本国内の大学に在籍中ですが、応募できますか。	3
Q2-6 高校を卒業して就職しています。仕事を休職し、留学することは認められますか。	3
Q2-7 2019年4月入学の日本の大学も併願で受験予定ですが、応募できますか。	3
Q2-8 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいですか。	3
Q2-9 留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていませんが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。	3
Q2-10 留学先大学の主たる使用言語が英語以外です。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要がありますか。	3
Q2-11 「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2レベル」以上であることを証明するには、語学検定試験で何点取る必要がありますか。	3
Q2-12 留学先大学の主たる使用言語がヨーロッパ言語ではありません。その場合も「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2レベル」であることは、語学検定試験のスコアで証明できますか。	3
Q2-13 英語力がレベルに達していないため、学部入学前にESLコースで語学力を補うことを条件として、留学先大学から「条件付き入学許可」を得ました。応募できますか。	3
Q2-14 出願がまだのため、入学許可書がありません。応募できますか。	4
Q2-15 入学許可書はいつまでに必要ですか。注意事項はありますか。	4
Q2-16 留学先大学のレベルが高ければ、必ず採用されるのですか。	4
Q2-17 資格要件を一部満たさない者が応募した場合はどうなりますか。	4
Q2-18 資格要件を満たしていたら、必ず採用されますか。	4
3. 応募・審査に関する事項	4
Q3-1 オンラインシステムの使い方がわかりません。	4
Q3-2 オンラインシステム(マイページ)で提出する書類と、郵送で提出する書類について教えてください。	4
Q3-3 申請書(所定様式)以外に提出するものがありますか。	4
Q3-4 家計支持者の所得を証明できる書類について、平成29(2017)年中に収入がない場合も提出する必要はありますか。	5

Q3-5	家計支持者が父母以外の場合には、どうしたらよいですか。	5
Q3-6	卒業学校に作成してもらった書類には何がありますか。	5
Q3-7	写真はカラーでも白黒でも構いませんか。	5
Q3-8	応募書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能でしょうか。	5
Q3-9	留学先の危険情報はどこで確認しますか。	5
Q3-10	応募書類のうち卒業見込み証明書は、原本を提出する必要がありますか。	5
Q3-11	応募書類のうち「留学先大学への提出した出願書類(写し)」について、オンライン出願の場合はどのようにすればよいですか。	5
Q3-12	まだ出願していないため、「留学先大学へ提出した出願書類(写し)」を提出することができません。どのようにすればよいですか。	5
Q3-13	最近姓が変わりました。卒業(修了)証明書や卒業証明書と姓名が異なる場合は、証明が必要ですか。	6
Q3-14	推薦状・調査書を封筒で受け取りました。封筒に入れたまま郵送するだけでよいでしょうか。	6
Q3-15	高等学校の3年生です。学業成績基準はどのようにして記入しますか。	6
Q3-16	成績証明書を厳封のまま提出しなければならないのに、学業成績基準はどのように記入しますか。	6
Q3-17	高等学校卒業程度認定試験の合格者です。学業成績基準はどのようにして記入しますか。	6
Q3-18	提出期限までに間に合わない書類は、後から提出してもよいですか。	6
Q3-19	申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差替えを行ってもよいですか。	6
Q3-20	採用決定後に留学先を変更することは可能ですか。	6
Q3-21	面接審査の会場までの交通費は自己負担ですか。スカイプでの面接はできますか。	6
Q3-22	応募者の合格率はどのくらいですか。	7
Q3-23	次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。	7
4.	採用後の手続き・支援内容に関する事項	7
Q4-1	健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けて提出する必要がありますか。	7
Q4-2	採用決定後に辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いですか。	7
Q4-3	採用決定後に留学期間を変更できますか。	7
Q4-4	留学先大学に入学した後、他大学に転学することはできますか。	7
Q4-5	大学入学準備コースを修了した後は、何か手続きが必要でしょうか。	7
Q4-6	大学入学準備コースを修了した後で、当初申請した大学とは別の大学に進学してもよいでしょうか。	7
Q4-7	アメリカに留学する予定です。奨学金の単価はいくらですか。	7
Q4-8	留学先大学を期間不在にする場合でも奨学金は支給されますか。	8
Q4-9	学士課程の履修中に、留学先大学以外で学修活動を行う履修があります。この場合、奨学金は支給されますか。	8
Q4-10	授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入しますが、機構からは円貨で支給されますか。	8
Q4-11	奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。	8
Q4-12	授業料の上限額は4年間での金額ですか。	8
Q4-13	支援期間開始前に、大学が指定する語学学校で学ぶことになりました。授業料を請求できますか。	8
Q4-14	大学の受験料やビザ申請費用、検定料なども支給されますか。	8
Q4-15	「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となりますか。	8
Q4-16	授業料の免除を受けた場合や併給する他の奨学金等支給団体から授業料の支援を受けた場合にも、授業料を請求することができますか。	8
Q4-17	日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能ですか。	9
Q4-18	他の奨学金との併給はできますか。	9
Q4-19	この奨学金は返済が必要でしょうか。	9

1. 支援対象となる留学計画に関する事項

Q1-1 応募できない分野はありますか。

- A. **あります。**芸術の実技分野(美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術)は、文化庁実施の「新進芸術家海外研修制度」で支援対象となる分野になりますので、本制度では支援の対象外です。詳しくは文化庁ホームページで確認してください。(http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shinshin/kenshu/)

Q1-2 海外の大学であればどこでも応募できますか。

- A. 諸外国(地域)に所在する大学であっても、海外の短大(「準学士」の学位を取得する課程)は支援の対象になりません。最初に取得する学位が「学士」となる大学の学部で、芸術の実技分野以外の課程に留学することが応募要件です。

Q1-3 外国大学等の日本校に入学予定ですが、応募できますか。

- A. 諸外国(地域)に所在する大学であることが条件となっているので、**応募できません。**

Q1-4 学部・修士一貫課程に進学する予定ですが、応募できますか。

- A. **応募できます。**ただし、本制度では、学士の学位取得にかかる期間のみ支援します。学士の学位が取得可能な大学に入学を希望する場合は対象になりますが、学士の学位が発行されることなく修士の学位のみが取得できる場合は、応募できません。留学先の課程で取得できる学位については、あらかじめ十分に確認をしてください。

Q1-5 はじめ短大に入学し、そのあと学部編入して学士の学位を取得する場合、応募できますか。

- A. **応募できません。**はじめから学士の学位が取得可能な大学に入学を希望する方が対象となります。短大に限らず、「学士」以外の学位(ディプロマ等)が取得できるコースを経て、学士課程に編入する場合は、支援の対象になりません。

Q1-6 大学入学準備コースとは何ですか。語学学校とは違うのでしょうか。

- A. 大学入学準備コースとは、日本の教育制度との相違から留学生全員が学士課程に入学する前に修了する必要があるコースで、ファウンデーションコースなどと呼ばれます。

語学学校は、語学力不足を補うためのものであり、教育制度上の違いによるものではないので、本制度では支援の対象になりません。

Q1-7 大学入学前にファウンデーションコースを履修しないといけないのですが、応募できますか。また支援対象となりますか。

- A. ファウンデーションコースは、日本の教育制度との相違から留学生全員が学士課程に入学する前に修了する必要があるコースなので、**応募できます。**また、**支援対象となります。**なお、派遣学生として採用された場合には、支援期間を開始するまでに、留学先大学(「大学入学準備コース」修了後入学予定の留学先大学)から大学入学準備コース修了を条件とした入学許可を取得することが必要となりますので、留意してください。

Q1-8 ファウンデーションコースではなく、コースを終えると2年次に編入できるコース(準学士の学位取得が可能)の場合は、応募できますか。

- A. **応募できません。**IBTコース等が該当すると思いますが、準学士の学位が取得できるコースについては支援の対象になりません。

※2学年目等に編入できるコース全般を本制度では支援の対象外とします。

Q1-9 支援期間は原則4年とありますが、誰でも4年間支援されますか。

- A. 留学先大学が定める学士の学位を取得するために在籍しなければならない期間(標準修業年限)を支援します。国や大学の学部、学科によって年限が異なるため「原則」としており、全員が4年間支援されるというものではありません。

なお、支援期間については、支援開始手続き時に日本学生支援機構(以下「機構」という。)が決定します。

※途中で、留年等により、留学期間が延びた場合、支援期間を延長することはできません。

Q1-10 いつから留学するときに応募できる奨学金ですか。

A. 2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、海外の大学の学士課程又は大学入学準備コースでの授業を開始する場
合に応募できます。授業開始日が、2019年3月31日以前あるいは2020年4月1日以降の場合は、応募できません。

Q1-11 派遣学生に採用されたら、海外の大学に入学する前に、現地の語学学校で学びたいと思っています。応募できますか。また、語学学校に行く期間も支援期間に含まれますか。

A. 応募できます。ただし、学士課程あるいは大学入学準備コースに入学する前に、語学学校や語学コース(ESL等)に通う
期間は支援の対象になりません。大学で学士課程(又は大学入学準備コース)の授業を開始するときに支援を開始しま
す。

Q1-12 2019年3月中(2019年3月31日以前)に渡航する予定ですが、応募できますか。

A. 本制度の支援は渡航日ではなく、授業開始日からとなるので、2019年3月中に渡航していても、授業の開始日が2019年4
月1日以降であれば応募できます。

※入学時のオリエンテーションや履修登録期間、学士課程や大学入学準備コース入学前の語学学校(ESL等)での語学研
修期間は支援期間の対象外です。

2. 資格要件に関する事項

Q2-1 どのような学校を卒業した者が応募できますか。卒業から年数がたっても応募できますか。また、年齢制限はありますか。

A. 学校教育法に基づき設置された日本国内の以下の学校を、平成30年度中(2018年4月から2019年3月)に卒業する方及
び応募締切日に卒業後3年以内の方が応募できます。

- 高等学校(全日制、定時制(夜間)、通信制)
- 中等教育学校の後期課程
- 特別支援学校の高等部
- 専修学校の高等課程

学校教育法に基づき設置された日本国内の以下の学校を、平成30年度中(2018年4月から2019年3月)に修了する方
が応募できます。

- 高等専門学校の3年次を修了

以下の方については、合格年は問いません。

- 高等学校卒業程度認定試験の合格者

Q2-2 日本国内のインターナショナルスクールや、海外の高校を卒業していても応募できますか。

A. 応募対象となりません。

Q2-3 既に海外の大学の学部に入學してしまっています。応募できますか。

A. 応募できません。既に海外の大学又は大学入学準備コース等に留学中の場合は応募できません。

Q2-4 日本の高校を卒業して海外に住んでいます。まだ大学や大学入学準備コースには入学していませんので、応募できますか。

A. 高等学校等の卒業が、平成27年(2015)年11月以降である者については、卒業後海外にいても、大学の学士課程(大学入
学準備コースを含む)に入学していない場合、応募できます。

入学前の語学研修については支援期間に含まれないため、2019年3月31日以前に開始していても問題ありません。

なお、既に海外にいる場合も日本国内(東京都内)で実施する面接審査を受ける必要があります。面接審査に伴う旅費や
交通費等は応募者の自己負担です。

Q2-5 高等学校卒業程度認定試験の合格者です。現在日本国内の大学に在籍中ですが、応募できますか。

A. **応募できません。**応募時に、国内外を問わず高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年次以上)、専修学校(専門課程))及び海外の大学入学準備コース等に在籍したことがない方のみが応募対象で、籍を置いたまま留学する場合は、本制度での支援は行いません。休学中であっても、既に入学している場合は応募対象となりません。

Q2-6 高校を卒業して就職しています。仕事を休職し、留学することは認められますか。

A. **認められません。**就業中の場合は、支援期間開始前に退職する必要があるため、支援開始手続きを行うときには「退職証明書」より、退職していることを確認します。

Q2-7 2019年4月入学の日本の大学も併願で受験予定ですが、応募できますか。

A. **応募できます。**2019年4月入学の日本国内の大学等との併願を予定している場合でも応募は可能です。ただし、採用が決定して、海外の大学の学部留学することになった場合は、日本の大学等の入学を辞退又は退学してください。

Q2-8 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいですか。

A. TOEIC、英検等の他の英語能力試験、また「語学能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」での英語能力の証明は認められませんので、TOEFL又はIELTSのスコアの提出が必須です。

Q2-9 留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていませんが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。

A. 募集要項で定める語学能力試験のスコアを提出することが**必要**です。
例えば「入学前に語学講座を受講することを条件として語学能力試験の点数の提出を求めない」、「IBコースを修了した人は英語能力試験の点数を求めない」といった場合でも、募集要項で定める語学能力基準を満たすことを、語学能力試験のスコアにより証明する必要がありますので、必ず提出してください。

Q2-10 留学先大学の主たる使用言語が英語以外です。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要がありますか。

A. 留学先大学の主たる使用言語が英語以外の場合でも、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2レベル以上であること」が資格要件のため、応募締切日から2年以内の当該検定試験(例えば、フランス語の場合はDELF/DALFやTCF等)の証明書の写しの提出が必要です。
留学先大学の主たる使用言語が語学検定試験を実施していない言語の場合のみ、「語学能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」の提出でこれに代えることができます。

Q2-11 「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2レベル」以上であることを証明するには、語学検定試験で何点取る必要がありますか。

A. 通常、語学検定試験の実施団体が、当該語学検定試験のスコアとヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)との対照表を作成しているので、まずは受験する予定の語学検定試験の実施団体に問い合わせてください。

Q2-12 留学先大学の主たる使用言語がヨーロッパ言語ではありません。その場合も「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2レベル」であることは、語学検定試験のスコアで証明できますか。

A. フランス語やドイツ語、スペイン語、イタリア語、ロシア語等のヨーロッパ言語のほか、中国語と韓国語は対照表が公表されていますので、語学検定試験のスコアで「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2レベル」であることが証明できます。例えば、フランス語の場合はDELFのB2、ドイツ語の場合はGOETHE-ZERTIFIKATのB2、中国語の場合は漢語水平考試(HSK)の4級、韓国語の場合は韓国語能力評価試験4級が「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2レベル」になります。

Q2-13 英語力がレベルに達していないため、学部入学前にESLコースで語学力を補うことを条件として、留学先大学から「条件付き入学許可」を得ました。応募できますか。

A. 応募時に留学先大学の入学許可を得ていなくても、募集要項に定める語学水準を満たしていれば**応募**できます。ただし

条件を満たして正式に入学する時期からが支援開始となるため、条件がない入学許可(無条件入学許可)の取得や授業開始が、2020年4月以降になる場合は、採用を取り消します。

Q2-14 出願がまだのため、入学許可書がありません。応募できますか。

- A. **応募できます。**応募時に何らかの結果が既に出ている方は入学許可書を提出することとしていますが、応募時の入学許可書提出は資格要件ではありません。支援期間開始時までには、「条件付」ではない正式な入学許可書が必要です。

Q2-15 入学許可書はいつまでに必要ですか。注意事項はありますか。

- A. 支援開始手続き時に提出する必要があります。採用後、授業が開始する月の2か月前くらいまでに入手するようにしてください。その際、「条件付」の入学許可書では、支援を開始することができません。条件をすべてクリアした入学許可書(無条件入学許可書)の提出が必要です。ただし、日本との教育制度上の相違により入学前に「大学入学準備コース」を修了することを条件とした「条件付入学許可」による入学許可書については問題ありません。手続きの詳細は、後日掲載の「派遣学生の手引き」で確認してください。

なお、2020年3月31日までに、支援を開始できないときには、採用を取り消します。

Q2-16 留学先大学のレベルが高ければ、必ず採用されるのですか。

- A. 書面審査及び面接審査においては、留学先大学のレベルの高さを審査するのではなく、応募者が主体的に留学計画を立てているか、その留学計画を達成するのに応募者が希望する留学先大学や学部が適当であるかを中心に、総合的に審査します。留学先大学のレベルが高くても、留学計画等の実行性が乏しい場合には、不合格になります。

Q2-17 資格要件を一部満たさない者が応募した場合はどうなりますか。

- A. 資格要件を満たしていない応募者は審査の対象外となり、不合格となります。

Q2-18 資格要件を満たしていたら、必ず採用されますか。

- A. 資格要件を満たしている場合は応募できますが、書面審査、面接審査による選考の上、採否を決定します。

3. 応募・審査に関する事項

Q3-1 オンラインシステムの使い方がわかりません。

- A. 詳細は以下までお問い合わせください。
海外留学支援制度受付センター(受託者:レジェンダ・コーポレーション株式会社)
TEL: 03-6863-5558(受付時間:平日9:30~17:30)
E-mail: jasso-ryugaku@s-hr.jp

Q3-2 オンラインシステム(マイページ)で提出する書類と、郵送で提出する書類について教えてください。

- A. 次のとおりです。必ず「2019年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引き」(以下「申請の手引き」という。)に従って、提出してください。

<オンラインシステム(マイページ)で提出>

- ① 「願書ファイル(様式1~7)」のExcelファイル
- ② PDF指定の書類を1ファイルにまとめたもの

<郵送で提出>

- ③ 厳封されたままの調査書、成績証明書又は合格(見込み)成績証明書
- ④ 厳封されたままの推薦状(高等学校卒業認定試験合格者は不要です)

Q3-3 申請書(所定様式)以外に提出するものがありますか。

- A. あります。募集要項と申請の手引きで確認してください。

Q3-4 家計支持者の所得を証明できる書類について、平成29（2017）年中に収入がない場合も提出する必要はありますか。

- A. 平成29(2017)年中の収入の有無にかかわらず、市町村役場発行の所得証明書(写)を提出する必要があります。また、平成29年に収入があり、平成30年には状況等が変わり収入がなくなった場合であっても、平成29年の所得証明書を提出する必要があります。なお、源泉徴収票や確定申告書の写しは提出書類として認められませんので、留意してください。

Q3-5 家計支持者が父母以外の場合には、どうしたらよいですか。

- A. 家計支持者は、収入の有無にかかわらず、父母がいる場合は父母双方、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合や父母に代わって家計を支えている者がいる場合は実際に家計を支えている者とし、該当者分の所得証明書(写し)を必ず提出してください。例えば、父母と祖父が家計を支えている場合には、父、母、祖父3名分の所得証明書(写し)を提出してください。

Q3-6 卒業学校に作成してもらおう書類には何がありますか。

- A. 以下については、卒業学校で作成してもらってください。

<高等学校等卒業(見込み)者、高等専門学校3年次修了見込み者、専修学校卒業(見込み)者>

- 学校長による推薦状(所定様式「推薦状【推薦者用】」を渡して作成を依頼すること)【厳封のまま提出】
- 調査書又は成績証明書【厳封のまま提出】
- 卒業(見込み)証明書又は修了(見込み)証明書

<高等学校卒業程度認定試験合格者で、高等学校等で修得した単位がある者>

- 単位修得証明書

Q3-7 写真はカラーでも白黒でも構いませんか。

- A. 願書(様式1)の写真は、カラー、白黒のいずれでも構いません。

Q3-8 応募書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能でしょうか。

- A. 枚数制限の範囲内で、補足的に使用するのであれば構いませんが、指定された様式や項目の順序を変更することは認められません。手書き等ではなく、所定のExcelファイルにデータを取り込み作成してください。

Q3-9 留学先の危険情報はどこで確認しますか。

- A. 外務省の海外安全ホームページで確認してください。

Q3-10 応募書類のうち卒業見込み証明書は、原本を提出する必要はありますか。

- A. 推薦状及び調査書(又は成績証明書若しくは合格(見込み)成績証明書)を除く応募書類は、PDFの提出となりますので、原本の提出は不要です。

Q3-11 応募書類のうち「留学先大学への提出した出願書類(写し)」について、オンライン出願の場合どのようにすればよいですか。

- A. オンライン出願の場合は、申請画面のスクリーンショット等を提出してください。その場合、申請内容がきちんと確認できるよう、文字が不鮮明ではないか、文字切れがないか等について注意し、過度に文字が小さくならないよう印刷設定をしてください。

Q3-12 まだ出願していないため、「留学先大学へ提出した出願書類(写し)」を提出することができません。どのようにすればよいですか。

- A. 本制度への応募時に、まだ留学先大学に出願していない場合は、実際に提出する予定の出願書類(一式)を提出してください。本制度への応募時に、留学先大学の募集要項が公開されていない場合のみ、出願書類(一式)の提出を省略しても構いません。

Q3-13 最近姓が変わりました。卒業(修了)証明書や卒業証明書と姓名が異なる場合は、証明が必要ですか。

- A. 戸籍謄本・抄本や住民票で証明してください。その場合は、応募締切日から3か月以内に発行されたものを添付してください。マイナンバーが記載されていない書類が望ましいですが、マイナンバーが記載されている場合は、塗りつぶした上で提出してください。

Q3-14 推薦状・調査書を封筒で受け取りました。封筒に入れたまま郵送するだけでよいでしょうか。

- A. 受け取った時の状態のまま、開封せずに封筒に入れ、郵送により提出してください。

Q3-15 高等学校の3年生です。学業成績基準はどのようにして記入しますか。

- A. 高等学校等の3年生は当該学年の1学期までの成績で算出した学業成績基準を、在学中の学校の先生に確認し、応募書類の様式1「願書」に記入してください。既に卒業している場合は、卒業時の学業成績基準を記入してください。

Q3-16 成績証明書を厳封のまま提出しなければならないのに、学業成績基準はどのように記入しますか。

- A. 高等専門学校3年次修了者や専修学校卒業者、専修学校卒業見込み者は、成績証明書を厳封のまま提出する必要がありますので、発行元の学校に、①2通(厳封された提出用と、自分用(学業成績基準を確認するため))交付申請するか、あるいは②1通交付申請をするのに加え、別途コピーをもらうようにして、成績証明書に基づき学業成績基準を記入してください。

Q3-17 高等学校卒業程度認定試験の合格者です。学業成績基準はどのようにして記入しますか。

- A. まず、高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書又は合格見込み成績証明書は厳封のまま提出する必要がありますので、2通(厳封された提出用と、自分用(学業成績基準の算出するため))交付申請をしてください。そして、高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書又は合格見込み成績証明書に記載されている成績評価A、B、Cをそれぞれ5点、4点、3点(これを「評定」という。)と置き換えて、学業成績基準として算出してください。計算式は、「学業成績基準=(すべての評定の合計)÷(すべての科目数)」です。小数点第2位を四捨五入してください。こうして算出した学業成績基準は、応募書類の様式1「願書」に記入してください。

高等学校等で修得した単位がある場合は、その単位の成績と、高等学校卒業程度認定試験の成績評価を評定に置き換えたものを合算して、算出してください。この場合も、「学業成績基準=(すべての評定の合計)÷(すべての科目数)」の小数点第2位を四捨五入して算出してください。なお、高等学校等で修得した単位の成績の根拠書類として、「単位修得証明書(写し)」を提出してください。

算出方法が分からない場合は、海外留学支援制度受付センターまで問い合わせてください。

Q3-18 提出期限までに間に合わない書類は、後から提出してもよいですか。

- A. 認められません。語学検定試験のスコアを含め、応募書類はすべて、募集要項に定める応募書類の提出期限までに提出してください。欠落(不足)がある場合は審査の対象となりません。

Q3-19 申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差替えを行ってもよいですか。

- A. 書類の差替えは一切、認めません。採用が決定した場合、必要に応じて変更等の手続きを行うこととなります。

Q3-20 採用決定後に留学先を変更することは可能ですか。

- A. 原則として認めません。ただし、やむを得ない事情であると認められる場合に限り再審査を行い、認められる場合があります。必要な手続きの詳細については、後日掲載の「派遣学生の手引き」で確認してください。

Q3-21 面接審査の会場までの交通費は自己負担ですか。スカイプでの面接はできますか。

- A. 面接会場までの交通費・宿泊費は自己負担です。面接会場は東京都内の予定です。スカイプ等でのWEB面接は実施しませんので、必ず会場に来る必要があります。

Q3-22 応募者の合格率はどのくらいですか。

- A. 機構ホームページに過去の応募・採用状況を掲載しています。以下のURLを参照してください。
https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship/gakubu/past.html
なお、平成29(2017)年度募集は初年度であり、平成29(2017)年9月から平成30(2018)年3月の間に留学を開始する計画を支援対象とした採用数となっています。

Q3-23 次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。

- A. 次回の募集については未定です。詳細は決まり次第ホームページにてお知らせします。

4. 採用後の手続き・支援内容に関する事項

Q4-1 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けて提出する必要がありますか。

- A. 応募時に提出する必要はありませんが、採用決定後に、すべての項目を受けた健康診断書(所定様式)を、機構が指定する期限(3月を予定)までに提出する必要があります。なお、受診日から3か月以内のものを有効とします。

Q4-2 採用決定後に辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いですか。

- A. 採用決定後の手続きについては、後日掲載予定の「派遣学生の手引き」で確認してください。

Q4-3 採用決定後に留学期間を変更できますか。

- A. 機構が支援開始手続き時に決定する奨学金等の支給期間を変更することは、原則として認められません。ただし、査証発給の遅れや体調不良、家族の事情等、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、以下の条件をすべて満たせば変更を認めることがあります。
- ① 変更後の奨学金等支給期間が、変更前の期間を超えないこと。【支給期間は延長しません】
 - ② 変更後の奨学金等の支給開始月が、変更前の開始月と同会計年度(4月～翌年3月)内に属していること。
- 詳細は、採用時に派遣学生の手引きで確認してください。

Q4-4 留学先大学に入学した後、他大学に転学することはできますか。

- A. 原則として認めません。ただし、やむを得ない事情であると認められる場合に限り再審査を行い、認められる場合があります。詳細は、採用時に派遣学生の手引きで確認してください。

Q4-5 大学入学準備コースを修了した後は、何か手続きが必要でしょうか。

- A. 大学入学準備コースが修了したことに伴う報告書の提出と、学士課程の支援開始手続きが必要になります。学士課程の入学許可書や在籍証明書、履修証明書、学事暦等の提出が必要になります。詳細は、採用時に派遣学生の手引きで確認してください。

Q4-6 大学入学準備コースを修了した後で、当初申請した大学とは別の大学に進学してもよいでしょうか。

- A. 原則として認めません。当初申請した大学とは別の大学に進学する場合は、本制度奨学金での継続支援は行いません。ただし、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、再審査を行い認められる場合があります。詳細は、採用時に派遣学生の手引きで確認してください。

Q4-7 アメリカに留学する予定です。奨学金の単価はいくらですか。

- A. 募集要項の別紙を参照してください。指定都市は指定された都市にキャンパスが所在する大学のみが対象となります。(例:「ワシントン」→ワシントン州ではなく、ワシントンD.C.に、所属キャンパスがある場合が該当します。)

Q4-8 留学先大学を期間不在にする場合でも奨学金は支給されますか。

A. 奨学金は、支給対象月に在籍確認を行った上で支給されます。休暇等により、月初日から月末日まで丸1か月留学先大学の所在国・地域(指定都市の場合は所在都市)を離れる場合は、奨学金の支給対象となりませんので、あらかじめ一時不在届(所定様式)を機構に提出します。詳細は、採用時に派遣学生の手引きで確認してください。

Q4-9 学士課程の履修中に、留学先大学以外で学修活動を行う履修があります。この場合、奨学金は支給されますか。

A. 正式な教育課程(学士課程及び大学入学準備コース)の履修内容で、留学先大学(の所在国・地域(指定都市の場合は所在都市))を離れる場合は、正式な教育課程の履修内容であることを証明する書類とともに、一時不在届(所定様式)を機構に提出してください。機構が問題がないことを確認した上で、奨学金の支給を行います。ただし、学修活動先が日本である場合は、奨学金の支給対象となりません。詳細は、採用時に派遣学生の手引きで確認してください。

Q4-10 授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入しますが、機構からは円貨で支給されますか。

A. 奨学金、授業料いずれも円貨で支給します。
授業料は、当該書類発行日と支払者である採用者氏名が明確に記載されていて、留学先大学が発行する請求書や領収書等の写しに記載された現地通貨建ての金額を円に換算して、支給額を決定します。円貨への換算に当たっては、日本政府(財務省)が毎年度告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」で定められた換算率を適用しますので、授業料を支給する時点での実勢の為替レートとは異なる場合があります。

Q4-11 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。

A. 募集要項に記載のある年1回(学年末)の状況報告等の確認により、更新が認められる場合は継続して支援します。ただし、政府予算は会計年度(4月～翌年3月)毎に変わる可能性があるため、支援予定額も会計年度毎に変わる場合があります。
なお、授業料は実費相当であるため、留学先大学への納付額が変われば、機構からの支給額も変わります。そのほか、外国貨幣換算率によっても、支給額は変わります。

Q4-12 授業料の上限額は4年間での金額ですか。

A. 授業料は年額です。なお、各会計年度内250万円が上限になります。

Q4-13 支援期間開始前に、大学が指定する語学学校で学ぶことになりました。授業料を請求できますか。

A. **請求できません。**大学が指定(又は推薦)する語学学校等で学ぶ場合であっても、正式な教育課程(学士課程及び大学入学準備コース)に入学する前の期間は支援の対象外のため、奨学金も授業料も支給しません。

Q4-14 大学の受験料やビザ申請費用、検定料なども支給されますか。

A. **支給しません。**支援の内容は、募集要項に記載のとおり、奨学金(月額)と授業料のみです。

Q4-15 「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となりますか。

A. 原則として授業料(tuition)のみが支援対象となります。
必須経費であっても、入学金、保険料、交通費、食費、寮費等の経費は支援の対象とはなりません。
ただし、学位取得にかかる授業料であるが、「授業料」という単語ではなく、別の名称で請求書に記載されるものは、明細書と明確な説明があれば内容によって対象とします。詳細は、採用時に派遣学生の手引きで確認してください。

Q4-16 授業料の免除を受けた場合や併給する他の奨学金等支給団体から授業料の支援を受けた場合にも、授業料を請求することができますか。

A. 本制度では、授業料は本人が自己負担した分に限り、250万円を上限とし、支給します。留学先大学が発行する請求書や領収書で、本人が負担したことを証明できる場合に、機構に授業料の請求をすることができます。

Q4-17 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能ですか。

A. 機構が実施する「**第二種奨学金(海外)**」について併給を認めています。貸与を希望する場合は、機構ホームページで申込資格、募集日程、申込先・照会先を確認の上、お問合せください。

・機構ホームページ

奨学金>申込方法>海外留学の奨学金>第二種奨学金(海外)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/2shu_kaigai/index.html

Q4-18 他の奨学金との併給はできますか。

A. 併給は可能です。ただし、他の奨学金が併給を禁じている場合がありますので、注意してください。

Q4-19 この奨学金は返済が必要でしょうか。

A. 給付型の奨学金であるため、返済は不要です。